

作業環境測定の実施方法

作業環境測定では、「A測定」と呼ばれる測定と、「B測定」と呼ばれる測定を実施し、その測定結果より『管理区分』を決定し、作業環境が適切な状態に管理されているかを評価します。管理区分の意味について解説します。

A測定・B測定

A測定：単位作業場所内にメッシュを切り、その交点でサンプリングする測定

B測定：発生源に近い作業など、作業者が最も高濃度の有害物に曝露すると考えられる場所でサンプリングする測定

各測定の「区分」について

<区分Ⅰ>

A測定：得られた結果を正規化したとき、母集団の95%以上が管理濃度を超えないとき。

B測定：測定結果が、管理濃度を下回っている。

<区分Ⅱ>

A測定：区分Ⅰではないが、平均値（統計的に推定される平均値）が管理濃度を超えないとき。

B測定：測定結果が管理濃度を超えるが、管理濃度の1.5倍より低濃度であるとき。

<区分Ⅲ>

A測定：平均値が管理濃度を超えている。

B測定：測定結果が管理濃度の1.5倍を越えるとき。

A測定とB測定の結果から、それぞれの区分（管理区分に相当）を計算し、その組み合わせによって、作業場の管理区分を決定します。

管理区分の決定方法

		A測定結果		
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
B測定結果	Ⅰ	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	Ⅱ	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	Ⅲ	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

※ A測定のみを実施したときは、B測定を区分Ⅰとして決定する。

管理区分の意味

第1管理区分：作業環境管理が適切であると判断される状態。A測定結果から、部屋全体の濃度分布を統計的に処理したとき、概ね95%の確率で管理濃度を超えない状態。

第2管理区分：作業環境管理になお改善の余地があると判断される状態

第3管理区分：作業環境管理が適切でないと判断される状態